

一般質問 (一括質問)

平成26年3月11日

自由民主党 岡山県議会議員

波多 洋治

- 1 東日本大震災について…………… (総務) [知 事]
- 2 教育再生のための組織づくりについて
…………… (教育) [知 事]
- 3 少年非行問題について…………… (警察) [警察本部長]
 - (1) 割合等
 - (2) 中学生
 - (3) 検挙・補導等
- 4 不登校問題について…………… (教育) [教 育 長]
 - (1) アンケート結果等
 - (2) 登校支援員等
 - (3) 特別な対策
 - (4) 中学校のカリキュラム再編
 - (5) オフィシャルフリースクール等 ◆(再質問あり)

岡山県議会議員:波多 洋治

急告!!

ご 案 内

第40回目の一般質問!お待ちしております!

1, 期日=平成26年3月11日(火)

午前10時40分~11時20分

2, 場所=岡山県議会3F議場傍聴席

★岡山の教育が荒廃しています。「教育県岡山」が呻吟しています。いかにして教育再生を果たすのか。ただ教育の再生を願い、その覚悟と政策を知事・教育長・県警本部長に問う。どうぞ傍聴席にご来場下さい。

★忘れることの出来ない3年前の3月11日、東日本大震災、日本存亡の危機とも言うべく、辛く悲しい爪痕を残した日であります。1日も早い復興を祈りつつ、40回目の祈念すべき一般質問を展開したいと存じます。

- ①教育再生について⇒教育関係予算と組織再編.....知事
- ②非行化対策について⇒ワースト1の非行化率.....県警本部長
- ③不登校生徒の諸問題について.....教育長
 - (1)カリキュラム編成
 - (2)居場所(オフィシャルフリースクール)

☆午前10時30分頃より、受付が始まります。

☆受付では住所・氏名・年齢を記入して3階にお上がり下さい。

☆カメラ・録音機(テープレコーダー)関係は預けて入室します。

☆質問時間は25分間、一括答弁方式です。この間、拍手・ヤジは厳禁です。

☆新設エレベーターをご利用下さい。

熱血会:はたようじ後援会事務所

☎701-0143 岡山市白石65-1 E-mail: hata@okako.com

T E L : 086-251-1288

F A X : 086-251-1277

お寒い中、ようこそおいで下さいました。ありがとうございます。

本日は、3月11日、3年前に「東日本大震災」という未曾有の災害に遭遇した、忘れ得ぬ日であります。安全・安心の日本国創造に向けて、国土の強靱化はもとより、教育・福祉・子育てなど、国民県民の幸せのために、行政・議会共々、脇を引き締め、力を合わせて取り組まなければなりません。この日、私は、岡山県の教育再生について、知事・警察本部長・教育長に、その決意と本気度を質します。どうぞ、ご静聴下さい。

一般質問(一括質問)

平成26年3月11日

自由民主党 岡山県議会議員

波多 洋治

- 1 東日本大震災について…………… (総務) [知 事]
- 2 教育再生のための組織づくりについて
…………… (教育) [知 事]
- 3 少年非行問題について…………… (警察) [警察本部長]
 - (1) 割合等
 - (2) 中学生
 - (3) 検挙・補導等
- 4 不登校問題について…………… (教育) [教 育 長]
 - (1) アンケート結果等
 - (2) 登校支援員等
 - (3) 特別な対策
 - (4) 中学校のカリキュラム再編
 - (5) オフィシャルフリースクール等 ◆(再質問あり)

★3月23日～4月1日、ノルウェー・スウェーデン・フィンランド・イギリス4カ国の社会福祉制度視察に行っておりまいます。6月14日の県政報告会で、研修結果のご報告を致します。本日はありがとうございました。

一般質問

自由民主党 32番 波多 洋治
平成26年3月11日 (火) AM10:40～

皆さんおはようございます。

自由民主党岡山県議団、波多洋治です。今回で、40回目の質問になります。本日も傍聴席の皆さん、ありがとうございます。

始めに、3年前の3月11日の東日本大震災を振り返ってみたいと思います。

その日、ソチオリンピック、ただ一人のゴールドメダリスト・羽生ゆづる選手は、当時16歳で、東北高校の1年生でした。アイスリンク仙台で練習中、建物が大きく揺れスケート靴を履いたまま外へ逃げたのであります。自宅も被害、ライフラインも止まり、彼は4日間の避難所暮らしをしました。練習場も使えず、約60回のアイスショー公演について、技術と感性を磨き、夢と希望を抱いて、苦節3年、遂に世界の頂点に立ったのであります。

その日、平成23年3月11日午後2時46分18秒。三陸沖130kmの、太平洋の海底を震源とするマグニチュード9.0、発生時点における日本観測史上最大の地震、最大震度は宮城県栗原市で、震度7、宮城・栃木・福島・茨城4県38市町村で震度6強を観測、最大の波の高さ40.1mにも上る巨大津波が発生、今年の2月10日時点で、震災による死者・行方不明者は18,520人、建築物の全壊・半壊400,078戸、ピーク時の避難者約47万人以上、本年の、2月13日時点の避難者は、尚約26万7000人です。日本政府は直接的な被害額を16兆円

～25兆円と試算、これは世界銀行によると、自然災害による経済損失額としては史上1位。そして地震から1時間後、波の高さ14.15mの津波に襲われた東京電力福島第一原子力発電所は、全電源を喪失し、原子炉が冷却出来なくなり、メルトダウンという炉心溶融(ろしんようゆう)が発生、水素爆発により、原子炉建屋が吹き飛び、大量の放射性物質の漏洩(ろうえい)を伴う、重大な原子力事故に発展しました。この事故は国際原子力事象評価尺度で最悪のレベル7、チェルノブイリ原子力発電所事故と同等に位置づけられました。周辺一帯の、福島住民の避難は長期化しております。

今日尚、復旧復興の道は遠く、我々は唯々1日も早い復興を祈るばかりであります。平成26年度においても、政府は、地方の喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、5000億円を計上するとともに、震災復興特別交付税5,723億円を確保、震災地域の復旧復興対策を加速させようとしています。

「天災は忘れた頃にやって来る」というならば、我々はこの東日本大震災の災害を常に忘れず、国・県・市町村が一体となって、国民の生命と財産を守る、災害に強い強靱な日本実現の為の、国土強靱化策を強力に推進しなければなりません。

我々県民もまた、共助としての地域の防災組織の構築とともに、自らの安全は自らで守るという、自助の精神を忘れることなく、安全性確保の備えが必要です。水や食料の備蓄などの事後防災のみならず、災害発生の際、正にその時の安全性確保に必要な対策、例えば自分の住宅の耐震化、家具などの固定化など、事前防災と呼ばれる対策にも取り組み、安全・安心の創造に向けて、地道な努力を積

み重ねていかなければなりません。

伊原木知事は、提案説明において、東日本大震災については一言も触れておられません。この震災からの教訓もたくさんあるのではないかと思います。私は、日本全国民が、この日を永遠に忘れないために、3月11日を震災記念日、あるいは災害を忘れない日、また粗衣粗食の日などとして、歴史に刻むべきではないか、と思います。東日本大震災から3年目の本日、どうぞ、知事の思いをお聞かせ下さい。

1 東日本大震災について【知事】

まず、東日本大震災についてのご質問であります。私としても、震災のこと、被災地や被災者のことを決して忘れることなく、震災からの多くの教訓を将来に伝えていかなければならないと考えており、改めて、お話の自助・共助を含めた防災・減災対策にしっかりと取り組んでいかなければならないとの思いでございます。

3月11日を震災記念日とすることについては、先般、国会でも議論されており、今後、国において、適切に検討を進めていただきたいと存じます。

さて、これより教育問題に特化して、知事・警察本部長・教育長に、提言を交えて、お伺いしたいと思います。

伊原木知事は、今議会の提案説明において、「本県の明るい未来に向けて、好循環を生み出す揺るぎない基盤を築くため、先ずは教育再生を最重要課題と位置づけ、一心に取り組んできた」と、表明されました。そのためには、「学力の問題、少年非行率、暴力行為の発生件数等厳しい

レベルにあるが、何よりも落ち着いて授業の受けられる環境を取り戻すことであり、生き生きプランというフィールドに新たな種を蒔き、逞しい芽を育む「実行元年」として、重点戦略である「教育県岡山の復活」に向けて、強力に推進する」と明言されました。教育再生に駆けた、誠に力強い所信の表明であります。

ところで、私は昨年6月、知事に対して、教育県岡山復活のために、県庁の内部組織として、部局横断的な統一組織を作るべきだ、と申し上げました。それに対して知事は「統一的、部局横断的な組織を新たに設置し、総合的に施策を推進することは、一つの手段であると考えている」と答弁されました。しかるに今回、知事自らが、新たな組織を設置する、と期待をしておりましたが、全く教育再生に駆ける統一的・部局横断的組織は叶いませんでした。

教育再生に関係すると思われる平成26年度予算を、重点戦略の、重点事業のみを調べてみますと、県民生活部では、少年非行防止対策等推進事業として1800万円、教育委員会では、不登校児童生徒の解消対策に1億6500万円、頑張る学校応援事業に3000万円、いじめ・暴力行為への対策に2600万円、警察本部では、犯罪の起きにくい社会づくりの推進に、70万円、目指せ、少年非行情勢の改善策等に4200万円などあります。

まとめて申し上げますと、平成26年度の重点事業は、49事業、その総額は、165億7600万円であり、うち、学力向上プログラム、徳育推進プログラム、子育て支援プログラム等9事業の総額は110億円、さらにその内の、学力向上・いじめ防止・不登校対策・少年非行対策関係は、5事業、約3億円あります。

知事は、教育再生に向けて、これほどの財源確保をしながら、これを統一的・総合的に所轄する「教育再生局」（仮称）なる組織をなぜ立ち上げないのですか。

岡山県には、総合政策局がございます。今回の「生き生きプラン」の策定に本領を発揮したと思われませんが、しかしなお、総合政策局としての財源と権限の弱さから、一抹の不安を覚えております。仮にも、「教育再生局」を立ち上げ、組織横断的な人材を確保し、その上に事業費と人件費を計上し、さらに、施策施行の権限を与えるならば、教育再生のために、独立に値する新たな組織を立ち上げることが可能ではないか。まさしく教育再生策の選択と集中が出来るのであります。知事の言う、スピード感を持って、全力で取り組む施策こそ、教育再生のための組織づくりではありませんか。知事のご所見をお聞かせ下さい。

2 教育再生のための組織づくりについて【知事】

本県の教育再生に向けては、県教委をはじめ、知事部局、警察において、それぞれ専門性を発揮しながら、市町村とも連携・協力し、責任を持って取り組んでいるところであります。

お話の統一的・総合的に施策を推進する組織の設置までは考えておりませんが、青少年の健全育成に部局横断的に取り組む青少年対策マトリックスを設置しており、その機能を十分活用することが大切であると存じます。

また、国の教育委員会制度改革案では、首長を主宰者とする総合教育会議の設置も論議されており、その動向も注視する必要があると考えております。

次に少年非行と不登校問題、そしてその解決策について

警察本部長並びに教育長にお伺い致します。

岡山県は、平成24年中、10歳から19歳の少年人口千人あたりに占める刑法犯少年の割合は、10.7人で全国ワースト1位であります。非行率の全国平均が、6.5人でありますので、この数字は非常に高いと思われま。と同時に、これは県警察の、犯罪は許さないという決意と、真面目に、懸命に捜査活動に当たり、検挙・補導したという数値でありますので、県警察のご努力に対して、先ず以て、敬意と感謝を申し上げます。

そこで本部長に、いくつかお伺い致します。犯罪を犯した全ての人が検挙されるわけではありませんが、平成25年中に県警察が検挙した全刑法犯人員に占める少年の割合は、どの位でしょうか。また、その割合から、未だ検挙されていない事件のうち、少年による犯行件数を推測することは可能ですか。

さらに、県警察として、なぜ岡山県は、少年非行率が高いのか、その原因をどのように分析されていますか。

次に、岡山県で検挙補導等した少年は、平成24年中2069人、このうち、14歳以上の刑法犯少年は1504人、中学生は1005人、48.6%であります。この刑法犯少年と、中学生の不登校生徒との関係はございますか。

ところで本部長、この検挙・補導というのは、どういう意味でしょうか。県警察として、検挙・補導をした少年に対して、どのような対応をされているのですか。また非行に対する責任をどのように教育し、検挙等した後の処分はどのようになるのですか、さらに非行から立ち直らせるために、県警察として取り組んでいる、教育活動や支援活動があれば、お教え下さい。

3 少年非行問題について【警察本部長】

(1) 割合等

まず、「割合等」についてであります。平成25年中に、県警察が検挙・補導した全刑法犯人員は、5,430人で、このうち、少年は1,829人で、33.7%であります。

この割合から、少年による未検挙の犯行件数を、推測することにつきましては、例えば、一人が数件・数十件の犯行を行う場合や、数人共同して1件の犯行を行う場合があります。検挙人員の割合と、検挙件数の割合の比較で、未検挙の件数を推測することは、困難なところであります。

また、本県の非行率が高い原因についてであります。少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下、少年を取り巻く環境の問題など、様々な問題や要因が、絡まっているものと考えております。

その中で、本県の少年非行の特徴として、非行少年のうち、約半数が中学生で、低年齢化が進み、早い段階で非行を犯していることや、暴行、傷害等の粗暴犯で検挙・補導された、少年の割合が高いことなどがあげられます。

(2) 中学生

次に、「中学生」についてであります。

県警察では、保護者等からの少年相談に積極的に応じており、平成25年中、中学生の、いわゆる不登校に関する相談を、非行少年2人にかかるものを含んで、10件受理しており、適切な指導・助言などを行っております。

また、平成25年中、保護者等の同意を得て、立ち直り支援を行った49人の中学生の非行少年のうち、12人が、いわゆる不登校でありましたが、これ以外は、把握しておりません。

(3) 検挙・補導等

次に、「検挙・補導等」についてであります。

刑罰法令に触れる行為を行った少年のうち、14歳以上の少年は、「犯罪少年」として「検挙」し、14歳未満の少年は、「触法少年」として「補導」しており、少年の年齢によって、その手続きも異なっております。

「犯罪少年」につきましては、法定刑が罰金以下の事件は、家庭裁判所に、また、法定刑が懲役・禁固以上の事件は、検察庁に送致等しております。

その後は、家庭裁判所等において、少年に応じた、所要の措置が行われており、保護観察所による保護観察処分や、児童自立支援施設、少年院等の担当機関等において、必要な教育等が、なされているところであります。

一方、「触法少年」につきましては、殺人等の、凶悪な罪に係る行為を行うなどした少年は、家庭裁判所に送致し、それ以外の行為を行った少年は、児童相談所に通告するなどしており、その後は、担当機関等により、所要の措置が行われ、児童福祉司等による指導や、児童養護施設等における指導がなされるなど、必要な教育等がなされております。

最後に、県警察として取り組んでいる、立ち直り支援活動についてであります。県警察では、少年警察ボランティア等と連携して、落書き消去活動等の社会参加活動、ハイキングや卓球等のスポーツ活動、野菜の種まき、収穫等の農業体験活動のほか、宿題指導等の学習支援活動も、実施しているところであります。

次に教育長に、お伺い致します。

私は、中学生の不登校の実態を掴んでいます。その一端

を申し述べ、教育再生に対する私見を申し上げたいと思います。

その実態は、親の言うことを聞かず、家出や外泊を繰り返し、喫煙は常態、中には手に入れ墨をしている子もいます。仲間が何人もおり、徒党を組み、時に万引き・カツアゲをし、行動半径も広く、越境中学校との、争いもあります。自由出校ですが、椅子に座ることは針のむしろに座ることであり、教室の出入りや授業も全くの自由です。教室では、次第に腐ったリンゴになっていっています。始めは迷える小羊ではありましたが、放し飼いの中で、次第に狼の如くに変容し、坂道を下っていくのが目に見えるようがあります。

これらの生徒達のことを彼らと呼ばせていただきます。

本県の少年非行率全国ワースト1位からの脱却は、まさしく、彼らとの信頼関係を築くために何をすべきか、彼らに道を誤らせないために何をすべきか、彼らに夢や希望を持たせるために何をすべきか、であります。これこそが、不登校生徒に対する教育委員会の使命と責任であります。

さて、彼らが、なぜ不登校になったのか。県教育委員会の発表している平成24年度における問題行動等の調査のアンケート結果によりますと、中学校で理由の最も多いのが、「不安など情緒的混乱」「無気力」「友人関係をめぐる問題」そして「あそび・非行」と続きます。しかしながら、私が彼らと話した時に1番多かったのは、先生は嘘をつく、先生は信用できん、という「教師に対する不信感」でした。次が、「学力が大変遅れていること」また学力遅進の前兆は、小学校の時から発生していたということ、そ

して、ほとんどの子ども達に共通することは、一人親の家庭であり、圧倒的に母子家庭であった、ということであり
ます。

そこで、この調査結果について、教育長にお伺い致します。

第一に、不登校理由の「不安など情緒的混乱」とは、どんな状況を指すのですか。第二に、「教職員関係」を理由とするものは中学生で、わずかに1.7%であります。この結果は、不登校生徒本人に、直接聞き取りをしたものですか。

4 不登校問題について【教育長】

(1) アンケート結果等

「不安など情緒的混乱」とは、登校の意志はあるものの、身体の不調を訴え登校できず、登校時間が過ぎれば改善し、そうした日が継続する、また、漠然とした不安を訴え登校しないなどの状況であります。

調査には教職員が回答しておりますが、回答の際には、学級担任など、子どもの状況をよく把握している教職員による、本人との面談や家庭訪問等の内容、関係機関からの情報など、個々の子どもの状況を十分把握した上で判断することとしております。

私は、不登校の生徒がすべて、そうだというつもりはございません。様々な理由が複雑に交錯しており、不登校の理由を特定することは難しい、と思います。しかし、私が掴んでいる不登校の実態の子ども達、つまり道を外れ、傍若無人に振る舞う彼らの問題を解決しない限り、私は教育再生はありえない、と思っております。

生徒指導推進室は、平成26年度予算で、45名の登校支援員を配置する事業を打ちだしました。教育長、これは、家庭環境が要因で、不登校傾向にある小学生に対する支援員ですか。その支援員の皆さんが、不登校傾向にある児童への適応支援や、保護者等に対する相談支援に取り組むことは、そして、事前に手を打つ不登校解消に向けた事業として、子ども達が落ち着いて学習できる環境整備のためにも、是非とも推進していただきたいと思います。

それでは、小学生不登校よりも遥かに多い、現に不登校となっている約1500名の中学生の不登校生徒に対しては、どれだけの人材と予算をかけ、どのような施策を打ち出しているのでしょうか。スクールカウンセラーや暴力行為対策アドバイザーといった方々で果たして充分なのでしょうか。

(2) 登校支援員等

登校支援員は、小学校に配置し、別室指導や家庭への働きかけ等を行うものであります。

中学校では、不登校者数の増加や欠席日数が長期化することなどを踏まえ、まず、課題の多い中学校に配置する非常勤講師40名分、全中学校に配置するスクールカウンセラー125名分、スクールソーシャルワーカー25名分、さらに、落ち着いた学習環境を確保するための暴力行為対策アドバイザー6名分等、合わせて約2億9千5百万円の予算を計上しております。

こうした事業の効果を更に高めるため、学校が家庭としっかり連携し、様々な関係機関の協力も得ながら取り組むよう、引き続き支援してまいりたいと存じます。

ところで、県立倉敷まきび支援学校は、総工費43億円

をかけ、本年4月開校致します。児童生徒数236人、職員数119人、人件費・運営費合わせて、約10億円をかけます。わずか236人に対して取り組む特別支援教育に、119人のスタッフを充て、約10億円をかけるのです。県下全体の、特別支援教育に要する人材と必要経費を上げれば、莫大なものになりましょう。それを責めているわけではありません。充実した特別支援教育は、障害者に優しく、素晴らしいことでもあります。

不登校の児童・生徒とて同じことです。個人の能力や適正に合う教育を施さなければ、人は救えないのです。特別支援教育に対する手厚い指導や保護に比べて、不登校児童生徒に対する施策は、余りにも貧しく、限定的で、その場しのぎの策でしかありません。不登校対策事業に、もっと予算をかけ、人材を充て、特別な施策を打ちだすべきです。教育長さん、そう思いませんか。ご所見をお聞かせ下さい。

(3) 特別な対策

県教委では、これまでも、学校に対し、休み始めの3日間の早期の対応として、電話連絡や家庭訪問を実施するよう働きかけるとともに、スクールカウンセラーの中学校への全校配置に加え、スクールソーシャルワーカーの大幅な増員、暴力行為対策アドバイザーの派遣等を行ってまいりました。

こうした事業の効果を検証した上で、中学校の不登校の芽は既に小学校にあるとして、新たに小学校を対象に、中核となる教員の育成や、登校支援員の配置、スクールカウンセラーの拡充等、不登校の未然防止の対策をしっかりと強化することとしております。

先ず第一に、中学校のカリキュラムを見直すべきです。高校進学率が98%という時代です。中学校は、高校進学のためのステップです。しかし、中学校を人生の最後の学校とする生徒もいるのです。まさしく彼らは、高校進学など毛頭考えてはいないのです。しかるに、現在の中学校には、彼らの性格を把握し、一人一人の多様な個性や能力を伸ばす、つまり、彼らの個別に応じた受け皿が無いのです。少人数あるいはマンツーマンで、基礎学力をつけてくれるところはないのです。彼らは、中学校を卒業したら社会人として働きます。しかし、誰も社会人になるための教育をしてはくれないのです。たとえ中学校卒業であっても、立派な社会人として生きる道を教えてくれる人はいないのです。

教育長、今まさに、彼らのための、職業教育(キャリア教育)を中心に据えたカリキュラムを考えるべき時です。そのカリキュラムには、基礎的学習と体力の錬磨はもとより、体験学習としての様々な職場体験や希望する技術を取得する学習や、また当然のことながら、社会人として必要な最低限の礼儀やモラルなどであります。彼らは、もはや大人以上の体力を持ち、スマホを駆使する力を持ち、異性と付き合う能力を持っています。今日の、非行率全国ワースト1位や不登校の状況を考える時、どうしても中学校のカリキュラム再編が、彼らのために必要なのです。

教育長さん、そう思いませんか。教育長のご所見をお伺い致します。

(4) 中学校のカリキュラム再編

お話の生徒に対しては、教員が情熱と気概を持って、本気で粘り強く関わり、学校生活に目を向けさせることが基本であります。生徒一人一人の状況を踏まえ、別室等を

確保し、学び直しの機会を設けたり、お話の職業教育に関する体験的な活動等を、まずはプログラムとして設定することは一つの方策と考えており、研究してまいりたいと存じます。

その際、退職教員や手に職を持った地域の方などの協力を求めるとともに、こうした様々な人たちとふれ合うことで、礼儀やモラルの大切さに気づかせるよう取り組むことが重要であると考えております。

第二に、現行中学校に、彼らのための特別なクラスを創る必要はありません。民間には、フリースクールとかフリースペースとかと呼ばれる施設があります。そこでは、学習はもとより、各種スポーツ、手芸や工作、栽培や調理、登山やピクニックなど、主として身体を活動させる様々な指導を取り入れています。

そこで提案です。オフィシャルフリースクールを創るべきです。教育委員会の知恵と力を結集し、職業教育を中心に据え、きちんとしたカリキュラムに基づいた、公立のフリースクールを創るのです。その上で、不登校対策の専門的な指導員や支援員を採用したり、教員OBを募ったり、地域のボランティアを募集してもいいでしょう。彼らの目線で寄り添い、語り合い、時に寝食を共にする覚悟をもって取り組む、そうすれば、必ず人間的な信頼関係が生まれます。その時にこそ、彼らの行く手を照らす、希望の光が見えて来る、と確信いたします。

さらに第三として付言すれば、地域全体を、彼らの学校とする取組みが必要です。例えば、地域の中小・小規模事業所と提携し、大いに彼らを地域に出すべきです。そこで

彼らの持っている課題を解決させていくのです。

教育長さん、そう思いませんか。教育長のご所見をお伺い致します。

(5) オフィシャルフリースクール等

県内の学校において、便所掃除を教員や地域の方と共に行ったり、学校を挙げて放課後の学力補充に取り組むことで、非行傾向の生徒の生活が落ち着いた例があります。

このような事例に学び、教員が本気で非行傾向の生徒に向き合い、関わりを持つことが大切であります。学校を中心とした取組だけでは効果が上がらない場合には、フリースクールではありませんが、児童相談所と連携し、県立の児童自立支援施設での生活・教育等を通じた自立のための支援も考えられるところであり、お話の事業所等、地域の方の協力も有効な方策と存じます。

[知事へ再質問]

知事が本来の所轄と違う教育問題を一番に取り上げて、教育再生を表明しているならば、それが実現できる組織について、次の時代を担う子どもたちをどうするかの一筋に絞って作るべきだ。もしも、ここで作れないのであれば、行政に対する不信感を抱くのではないか。というのも、縄張り意識や、部局に絡む権益などがハードルになるのであれば、知事が教育再生を叫んでも、結局、誰が統一的指揮命令系統の中で教育問題を考えていくのか、今一度伺いたい。

(知事再答弁)

権限が様々に分かれていることに対しては、大変残念に思っています。今よりも大きな責任、権限を持って事に当たりたいが、教育の責任者や権限の配分は法律で規定され

ているので、その権限を取るような、組織運営上の動きを
すると、組織が迷走してしまうのではないかと懸念してい
ます。新しい組織は作りませんが、常に教育長とタッグを
組んで、青少年対策マトリックスも活用しながら、お話の
県庁が一丸となった取組を進めてまいりたい。

[教育長へ再質問]

小規模事業所が学区にはたくさんあり、例えば、溶接
工、板金屋、塗装屋、水道屋、土木屋、左官屋、大工、
様々な料理店など、彼らの学習の場所になるような、体験
学習ができる仕組みをつくり、そして中卒であることを誇
りに思って、世の中で勝負する。また、その途中で学びが
必要と思った時、次なる高校、専門学校で学べるような、
学び直しの制度や助成制度をきちんと作るべきだ。中卒を
是非、金の卵に育てていきたいと思うが、教育長の思いを
教えていただきたい。

(教育長再答弁)

中学校で教室に入れず廊下にたむろする生徒、校外で傍
若無人に振る舞う生徒、校外の場合、なかなか目がかけら
れない状況でいいのか、こういう生徒が将来社会をしょっ
て立っていけるのかという問題意識は持っている。彼らに
は、様々な学び直しの場、技術を身に付けさせる場などが
必要だ。その中には、地元の事業所など、協力を得ながら
職場体験させ、勉強が必要だと思えば中学校で学ばせ、あ
るいは中学校を卒業すれば高等学校に進学させる。高等学
校には定時制や通信制の学び直しができる学校もあるが、
今一度しっかり研究し、将来無業者で困らないよう手を
打っていく必要があると考えている。

一般質問終了・ご静聴多謝